明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（裏　面）

注意事項　保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備　考

※　以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1．私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

2．私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3．私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【　心臓・肺（じん）・肝臓・腎臓・膵（すい）臓・小腸・眼球　】

〔特記欄：　　〕

署名年月日：　　年　　月　　日

本人署名（自筆）：　　家族署名（自筆）：

備考　1．プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。

2．大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

3．一部負担金の割合を減じている保険者については、表面に「一部負担金の割合」欄を設け、その一部負担割合を表示する。

4．必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。

5．別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

6．被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。

(1)　被保険者証の交付を受けたときは、大切に保管すること。

(2)　診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の2割であること。

(3)　被保険者の資格を喪失したとき又は65歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）に至ったときには、直ちに被保険者証を市町村に返還すること。また、転出の届出をする際には、被保険者証を添えること。

(4)　被保険者証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、被保険者証を添えて、市町村にその旨を届け出ること。

(5)　有効期限を経過したときは、被保険者証を使用することはできないので、速やかに、市町村に提出して、検認又は更新を受けること。

(6)　不正に被保険者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

(7)　特別の事情がないのに保険料（税）を滞納した場合、被保険者証を返還していただくこと。また、特別の事情がないのに納期限から1年間経過しても保険料（税）を滞納している場合、被保険者証を返還していただくこと。